

【研究ノート】

図書館の多文化サービスに関する課題についての考察

—長崎県内の公共図書館の事例を通して—

浜 口 美由紀

A Study of Issues Related to Multicultural Services in Libraries —A Case Study of Public Libraries in Nagasaki Prefecture—

Miyuki HAMAGUCHI

要 約

図書館サービスの1つである多文化サービスは、在住する外国人や多様な文化背景を持つ人々を対象としている。日本で多文化サービスが始まり約30年経過しているが、まだ多くの公共図書館で十分に広がっていない。その一方で公共図書館を取り巻く社会状況は大きく変化している。訪日外国人の急増や日本で働く外国人の増加に伴い、街には多言語のサイン表示が増えWebサイト上ではオフィシャルサイトの多言語化が進んでいる。外国人向けの情報発信が多様な場所で見られるようになってきている。地域に在住する外国人に対応した図書館の多文化サービスについて長崎県内の公共図書館を通して現状と課題について具体的に考察していく。

キーワード：公共図書館、多文化サービス、在住外国人、多言語資料、多文化共生

1. はじめに

日本の公共図書館では、あらゆる年代の利用者に対応した図書館サービスを行っている。一例を挙げると、館内に児童向けのコーナーが設置され、乳幼児向けや就学前の児童向けの絵本が低い書架に表紙が見えるように並べられている。小学生向けに絵本、児童書、図鑑などが分かりやすく配置されている。近年は高齢者向けサービスの導入も進み、小説などの大活字本専用の書架や読書を補助する文字拡大機なども設置され、高齢者向けに音読などのイベントも実施されている。さらに認知症への理解を深めるために図書館職員向けの研修が実施されるなど、高齢サービスへの取り組みが進んでいる。また図書館から離れた場所に居住し来館が難しい利用者には、移動図書館が定期的に巡回している。地域の文庫や施設には団体貸出を行い、障がいのある利用者への郵送貸出の実施など、どこに住んでいても誰にでも平等に図書館サービスが実施されている。

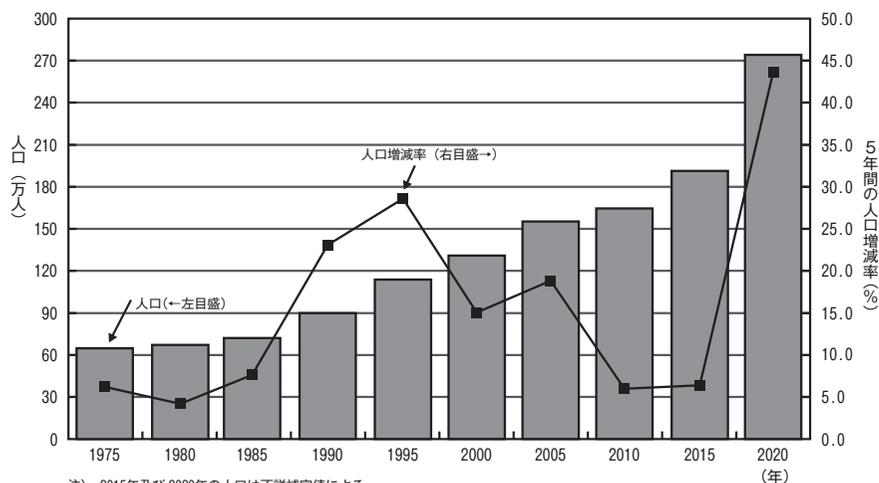
しかし、公共図書館の利用者サービスにおいて、他の利用者サービスと比較して全国的にまだ十分に実施できていないのは、在住外国人や多様な文化背景を持った住民への図書館サービス「多文化サービス」である。多文化サービスが、児童サービスや高齢者サービスと同様に多くの公共図書館で広がらないのはなぜか、その課題について長崎県下の公共図書館に焦点を当てて掘り下げていきたい。

2. 日本に在住する外国人について

2013年に東京オリンピック招致が決まり、人々の関心は一気に東京オリンピック開催に向けられた。2013年当時から訪日外国人観光客は増加しており、2016年¹⁾は2000万人に達し、2018年は3000万人を超え、国内のインバウンド事業も活性化していった。日本各地で外国人観光客を見かけることが珍しくなかった。訪日外国人観光客の増加と東京オリンピック開催に向けて国内の主要な駅や観光地の看板やサイン表示が英語・中国語・韓国語やその他の言語も標記されるようになった。駅や電車内、アーケード、デパート、ショッピングモール、有名観光地などには外国語の音声案内が流れるようになった。

訪日外国人や在住外国人の増加を背景として、政府関係機関や自治体など公的なWebサイトや民間のWebサイトで標記される主な言語は英語・中国語・韓国語であったが、それに加えてフランス語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、ベトナム語、インドネシア語などの言語が使用されるようになった。外国人に必要な情報を伝わりやすい言語で情報提供する傾向が顕著に見られるようになった。

次に日本に住む在住外国人数の推移について述べる。1950年、外務省に入国管理局が設置された。1950年代は在日韓国人・朝鮮人、在日中国人が多くみられた。1970年代は、インドネシア難民、東南アジアからの女性労働者、中国帰国2世・3世、欧米からのビジネスマンなどが増えた。総務省統計局の報告書『統計Today No.180』¹⁾の図「外国人人口及び外国人人口増減率の推移(1975年～2020年)」によると、1975年から1985年からの10年間については在住外国人数は約60万人余にとどまっており大きな変化は見られなかった。しかし、1990年以降の在住外国人数は右肩上がりに増加しており、1995年は100万人を超え、2015年以降は200万人を超えて年々増加している。図以降の2021年からはコロナウイルス感染拡大の影響で来日する外国人数は減少が報告されているが、減少幅は大きくない。そして2021年3月末の在住外国人数は約276万人と報告されている²⁾。



注) 2015年及び2020年の人口は不詳補完値による。
なお、2015年の人口増減率は不詳補完値により、2015年以前の人口増減率は原数値により算出

図 外国人人口及び外国人人口増減率の推移(1975年～2020年)¹⁾

表1は上位10ヶ国の国籍・地域別の人数と構成比を表したものである。国籍別の割合をみると、中国とベトナムだけで約4割を占めている。中国、ベトナム、韓国、フィリピンを合わせると約6割となる。ベトナム人はこの数年で急増している。また国籍別では6位となっているネパール人も増加している。

表1. 2021年在留外国人国籍・地域別の人数と構成比 10ヶ国²⁾

	国籍・地域	人数	構成比
1	中国	716,606人	26%
2	ベトナム	432,934人	15.7%
3	韓国	409,855人	14.8%
4	フィリピン	276,615人	10%
5	ブラジル	204,879人	7.4%
6	ネパール	97,109人	3.5%
7	インドネシア	59,820人	2.2%
8	米国	54,162人	2%
9	台湾	51,191人	1.9%
10	タイ	50,324人	1.8%

3. 多文化サービスとは

2006年8月に国際図書館連盟(IFLA)は『IFLA多文化図書館宣言』を制定した。多文化社会における図書館の原則や使命を示したものである。2009年にUNESCO総会で承認されて「IFLA/UNESCO多文化図書館宣言」³⁾となった。この宣言は国際図書館連盟(IFLA)の中央執行機関である運営理事会で承認され、国連教育科学文化機関(UNESCO)が推奨している。国際図書館連盟(IFLA)のWebサイト(IFLANET)では日本語も含めて23言語に翻訳されて公開している。この宣言では多文化サービスについて次のように述べている。

文化的・言語的に多様な状況下での図書館・情報サービスには、あらゆる種類の図書館利用者に対するサービスの提供と、これまで十分なサービスを受けてこなかった文化的・言語的集団を特に対象とした図書館サービスの提供という両面がある。文化的に多様な社会の中で多くの場合取り残される集団、すなわち、マイノリティ、保護を求める人、難民、短期滞在許可資格の住民、移住労働者、先住民コミュニティに対しては特別な配慮が必要である。

国際図書館連盟(IFLA)の多文化社会図書館サービス分科会は、多文化サービスの意義についてWebサイト(IFLANET)で「多文化サービス提供の意義」⁴⁾として10項目を公開している。その中から次の4つを紹介する。

- ① 図書館は、地域社会にサービスすることを使命とするが、その社会は多くの場合すでに多文化的・多言語的であるか、もしくは文化的多様性を増しつつある。

- ② 多文化・多言語図書館サービスは、平等なサービスと平等な情報アクセスを保証する。
- ③ 多様な利用者集団に分かりやすい言語と伝達ルートを通してもたらされる情報によって、市民社会への民主的な参加が可能になる。
- ④ 図書館は、知的活動や娯楽の場であるが、多文化・多言語サービスと資料を提供することにより、人々の出会いの場ともなる。

4. 日本における多文化サービスの歩み

日本の公共図書館に多文化サービスが必要なサービスと認識されたのは、1986年に開催された第52回国際図書館連盟（IFLA）東京大会である。国際図書館連盟は、毎年世界各国で開催されているが、第52回はアジア初の開催であった。外国人、移民、難民への図書館サービスに関する海外の事例が紹介され、日本の図書館に大きな影響を与えた。その一方で日本の公共図書館で同様のサービスがまだ十分に行われていないことが指摘され、サービスを促す決議「多文化社会図書館サービス分科会および全体会議決議」で可決された。

1988年、大阪市立生野区図書館で韓国・朝鮮図書コーナーが設けられ、厚木市立中央図書館では国際資料コーナーが始まった。その後、各地の公共図書館で多文化サービスが少しずつ広まっていった。

1991年には日本図書館協会障害者サービス委員会の中に多文化サービス・識字ワーキンググループが発足した。同年には図書館と在住外国人をむすぶ会「むすびめの会」が発足し、多文化サービスの研究団体として、国内外の多文化サービスの活動報告や実践記録、講演会を実施し、年4回の会報を刊行している。2002年、日本図書館協会多文化サービス研究委員会が発足し、2005年には常設委員会として多文化サービス委員会となった。

研究会の形は変遷していったが、1988年に第1回「多文化サービス実態調査」を全国の公共図書館を対象として実施し報告書を作成した。10年後の1998年は第2回「多文化サービス実態調査」を実施して、この時は大学図書館での留学生サービスも含め、公共図書館編と大学図書館編の2冊の報告書を作成した。17年後の2015年には3回目の「多文化サービス実態調査」を行い、日本図書館協会多文化サービス委員会として『多文化サービス実態調査2015報告書』を刊行した。いずれの報告書にも共通するのは、日本の図書館における多文化サービスの実態を知り、直面する課題を把握すること、前回の調査から進展があるか、新しい取り組みが見られるかを知ることが目的としていた。

5. 公共図書館で直面する多文化サービスの課題

筆者は2019年に長崎県内のある図書館の移転立て替えに伴う新館の開館準備に関わる機会があった。ここではA図書館とする。A図書館の開館に伴い当該年度の資料費は増額され、旧館より利用者のアクセスの良い場所に建設が決まっていた。A図書館の司書達と開館に向けて新しく多文化サービスの導入を提案して、忙しい開館準備の中で資料購入の検討や配架場所などを話し

合った。

また、2022年2月に長崎県立図書館が実施した「令和3年度第3回図書館実務研修会」に「図書館の多文化サービス」と題した研修の講師を担当した。対象は、県内の大学図書館・高等専門学校図書館・公共図書館の図書館職員であった。研修会前に事前アンケートの協力依頼を行った。大学図書館・高等専門学校図書館の3館、公共図書館・公民館図書室の21館の合計24館から回答があった。アンケート結果を通して現在の長崎県下の公共図書館の多文化サービスの現状と課題を知ることができた。

A図書館での多文化サービス導入過程とアンケート結果を通して公共図書館で多文化サービスを実践する時に直面する問題点が浮かび上がってきた。次の章より多文化サービスの課題について具体的に考察する。

長崎県立図書館主催 令和3年度 第3回図書館実務研修会 事前アンケートの質問項目

1	図書館業務の中で多文化サービスの必要性を感じる場面があったら教えて下さい
2	また、困ったことなどがあったら場面も教えて下さい
3	多文化サービスを他の部署や外部団体と協力したり、連携して行っていますか
4	資料収集で困っていることはありますか。購入先、予算、選書等、差し支えない範囲で購入先を教えてください。

5.1 外国語資料購入の前段階の課題

5.1.1 地域に在住する外国人の実態把握

2019年にA図書館のある自治体のWebサイトから在住外国人統計を検索すると2015年のデータが表示されていた。2017年11月に「外国人の技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」の施行後に技能実習制度が始まり、制度を利用して来日した外国人技術実習生は国内各地で勤務していた。長崎県内でも広範囲な場所で技能実習生が活躍しており、2015年以降の在住外国人は「技能実習法」施行後の影響で増加し、これまで見られなかった国籍の人も増加しており、そのために同自治体の最新データが必要であった。

後日、同自治体の役所に問い合わせ、2019年の詳細データを入手することができた。長崎県庁や出入国管理庁の在留外国人統計では、入国の上位10位まで国別人数は自治体別に記載されているが、それ以外は「その他」とくくられており、詳細は分かりにくい。またA図書館以外の長崎県内自治体では在留外国人数の公開は自治体によって、詳細な国籍・地域別数の公開である一方、外国人総数とひとくくりで記載されるなど、公開情報が異なっている。また最新データが見られない場合もいくつかあった。

A図書館がある自治体から入手したデータでは、1位ベトナム、2位カンボジア、3位中国であった。合計約600人弱であった。入手と同時に在住外国人の国籍を知ることはできた。しかし、約600人弱の在住外国人の居住先や職業のデータはなく、開館予定地の周辺に居住する在住外国人に関する情報を入手することは困難であった。

国籍や母語について自治体のWebサイト上のデータの公開情報には、差があることが分かった。自治体内で在住外国人に直接関わる部署や在住外国人をサポートする団体や組織と公共図書館との連携が必要となるであろう。

5.1.2 在住外国人の母語に対応する書籍の情報収集と購入先

A図書館ではベトナム語やカンボジア語の書籍の購入を検討した。日本での入手先はどこか。その疑問に参考となるWebサイトがある。筆者が所属する日本図書館協会の多文化サービス委員会のWebサイト上で2021年4月に、多文化サービスを導入する図書館のために作成した「多文化サービスQ&A」を公開した。この中に「外国語資料の購入先」のリストをアップしている⁵⁾。

リストの中から、ベトナム語とカンボジア語書籍の代理店として2社を紹介している。2社とも公共図書館向けに各言語別の書籍リストを作成し紹介を行っている。

- 神奈川共同出版販売（神奈川県横浜市港南区最戸1-4-5）
中国・台湾・韓国・ブラジル・スペイン語・ベトナム・フィリピン
<http://www.mars.dti.ne.jp/kkp/>
- 穂高書店（東京都千代田区神田神保町1-15-4F）
東南アジア・東アジア・南アジア・中東・欧州・旧ソ連諸国など
<https://www.hotakabooks.com/>

5.1.3 購入資料のリストを作成する

A図書館は、前記の代理店に連絡し希望言語の資料のリストや予算に合わせた購入リストの作成依頼を行った。海外からの取り寄せであるので在庫切れや納品までに時間を要するなど国内の出版物の取り扱いと異なることも多い。リスト作成と実際の納品が合わない場合も考えられる。価格の変動の可能性がある。外国語資料の取り扱いに慣れていない公共図書館では戸惑いもあると思う。

外国語資料購入に関する前段階のプロセスは、筆者が情報源を紹介しながら進めてきたが、多文化サービスの経験が少ない公共図書館では、この過程に時間を費やし多文化サービス導入に二の足を踏むのではと思われる。このような課題解決の後押ができるように、前述した多文化サービス委員会は「多文化サービスQ&A」を作成・公開している。「多文化サービスQ&A」を多文化サービスの導入に役立ててもらいたいと願っている。

5.2 外国語資料購入に関する課題

5.2.1 外国語資料購入の許可について

図書館で資料購入時には購入手続きの文書を作成し、図書館管轄の担当部署である社会教育課

や生涯学習課など図書館管轄の担当者が予算執行の承認を行う場合があるようである。外国語資料購入の場合は、購入の是非を問われることもあると聞いている。自治体に居住している外国人及び多様な文化背景を持つ住民は潜在的な利用者対象である。前述の「多文化サービス提供の意義」の10項目の中に「多文化・多言語図書館サービスは、平等なサービスと平等な情報アクセスを保障する」と掲げられているが、在住外国人も自治体の住民であることを自治体全体で改めて認識してほしい。

5.2.2 外国語資料の購入方法

自治体内の書店納入組合や書店を通じての購入に限定されている場合もある。指定管理者で運営されている場合は、指定管理者仕様の図書購入用の書籍データから選書が行われている。購入方法は図書館によって多様である。長崎市には大型書店があるが、長崎市以外の自治体内の書店は小規模であり、また書店のない地域があるなど、書店を取り巻く現状は厳しい。アンケート結果から、離島で大型書店がなく間接選書しかできないとの回答があった。全国一島が多い長崎県の事情が反映している。

小規模書店の場合、英語以外の外国語資料の取り扱い経験が乏しい。A図書館では、自治体内の書店と外国語資料の代理店との交渉が必要であり、新たに手続き書類の追加など煩雑な仕事が増え、そのための許可も必要であった。

また、図書館内の購入用データに外国語資料情報が少なく、英語が中心で中国語も若干あるようである。しかし、ベトナム語やカンボジア語などのデータは見られない。この場合も代理店から入手する場合は、新たな手続きや書類が必要となるようである。

5.2.3 外国語資料購入予算について

A図書館は、新館開館に向けての準備期間中は資料費が増額され、外国語資料は比較的多く購入することができた。しかし、アンケート結果からは、「外国語資料用の予算がない」「予算化されていない」「資料費が少ない」などの報告が目立ち、外国語資料購入のための予算が立てられていない。最近では図書館の資料費増額が見込めない厳しい中で、外国語資料購入の優先順位は低いと思われる。

5.2.4 選書の難しさ

A図書館は、代理店からベトナム語、カンボジア語の図書・絵本リストをもらって選書することができた。しかし、現物を手に取って選書ができないため、内容について知る情報は少ない。アンケート結果からは、「何を選書していいかわからない」「品切れ、絶版で購入できない」「英語の絵本以外購入できない」など選書が困難である訴えが多く見られた。

一方で、図書館では在住外国人の要望に対応した書籍の購入ができない。代理店を通して購入

できる書籍を優先することになる。また、アジア諸国の出版事情は日本と異なる点も多く、出版後に売切れた書籍の重版や再版が少なく入手が難しいようである。選書用の代理店のリストは、掲載時に在庫があっても注文後に在庫なしとなる場合もある。

5.2.5 日本語学習用のテキストの購入について

在住外国人が図書館に希望する書籍に日本語学習用テキストがある。日本語と様々な外国語が併記された日本語学習用テキストや日本語学習者向け辞典は、国内出版社から多数出版され、図書館では購入しやすい資料と思われる。ベトナム語と日本語、カンボジア語と日本語が併記されたテキストも多い。しかし、日本語学習用テキスト購入には2つの問題点が含まれている。

1点目は、公共図書館の選書基準に学習用テキスト（語学学習など）は対象外としている図書館も多く、その基準に照らすと日本語学習用テキストは選書対象外となる。

2点目は、購入対象となった場合、日本語学習用テキストを含めた日本語教材は多すぎるために選書が難しいことである。日本語教材の出版・販売に携わる凡人社が毎年発行している『日本語教材リスト』⁶⁾によると、国内・海外あわせて200社以上が発行する総数約4,000点の日本語教材が収録されている。日本語教材の内容は細分化され、日本語学習用テキストは対象者別に出版され、ビジネスパーソンから子ども向けまで幅広い。日本語学習の目的別に対応したテキストがあり、例えば文法や読解、会話、職場での会話、作文、日本語能力試験対応など細かに分かれている。地域に在住する外国人に必要な日本語学習用テキストの選書については、図書館職員には困難な面もあると思う。筆者は以前、公共図書館向けに日本語学習用テキストのリストを日本語教師の協力を得て作成し、Web上にアップして紹介していた。必要とされる日本語学習性テキストの選書について、各地域の日本語教師や日本語ボランティアの協力を得ることができたらと思う。

5.3 来館した利用者への対応

アンケート結果で多かった回答は、図書館のある自治体に居住する外国人や赴任してきた外国人が来館した場合、日本語が話せない外国人への対応に困惑している様子であった。身振り手振りで対応したが、外国人利用者に伝わったか不安だった。図書館の案内を求められたが、できなかった。英語以外の資料の要望があった。外国語で書かれた小説、日本生活に必要な情報、外国語の絵本などが求められたが、希望に沿えなかったとの回答も多かった。また、図書館の登録や利用方法、リクエストなどを十分理解してもらえるように伝えられなかったなども書かれていた。目の前の利用者に対応できなかった経験がアンケート結果からは強く伝わって来た。

6. 多文化サービスを一步先に進める工夫

アンケート項目の「多文化サービスを他の部署や外部団体と協力したり、連携して行っていますか」に対して、「国際協力員」「国際教育・活動支援員」である外国人の協力を得て図書館のイ

それに加えて、カウンターにて日本語を話せない利用者との会話に活用できるタブレットやスマートフォンは図書館職員のツールとして必要と思われる。外国語の翻訳機能を持つタブレットやスマートフォンは近年では翻訳精度も高く使用言語も多様であり、利用者とする程度の意味疎通が図れる。図書館の業務用ツールとしてカウンターに常備できることが望ましい。

おわりに

長崎県内の公共図書館の多文化サービスの状況に関わる機会を得て、具体的な事例を知ることができた。同時に多文化サービスに取り組もうと努力する現場の図書館職員の奮戦ぶりも感じた。長崎県内の広い範囲に多様な国籍・地域出身の外国人が暮らし、就業していて、そして彼らの身近にある公共図書館を訪ねていることが、アンケート結果からも伝わってきた。図書館を訪問後に継続的な利用につながっているかは、アンケート結果からはまだ読み取れない。外国人が身近にある図書館を訪れた時こそ図書館利用につなげる最初の第1歩である。その機会に図書館は彼らの母語で読める本があり、暮らしに必要な情報を得る場所であり、そして居場所となることを知ってもらいたい。「IFLA/UNESCO多文化図書館宣言」に掲げられている〈文化的・言語的に多様な状況下での図書館・情報サービスには、あらゆる種類の図書館利用者に対するサービスの提供と、これまで十分なサービスを受けてこなかった文化的・言語的集団を特に対象とした図書館サービスの提供という両面がある〉の言葉の意味を再考する時であると感じる。

現在各自治体には、地域の外国人住民に対して行政サービスを提供する主体となる部署が設置されている。「多文化共生ポータルサイト」⁸⁾上では全国の多文化共生担当課一覧を見ることができ、長崎県内の自治体には「国際課」「企画政策課」「観光課」「文化交流課」などの名称があるようである。同じ自治体内で公共図書館と連携して在住外国人への行政サービスの情報提供など様々な可能性が考えられる。

長崎労働局の2021年の「外国人雇用状況」⁹⁾によると、1位はベトナム人で2298人、2位は中国人で788人、3位はフィリピン人で588人である。長崎県内で働く外国人はベトナム人が一番多いが、彼らに対応したベトナム語の書籍や雑誌を所蔵する公共図書館は残念なことに少ない。筆者が出会ったベトナム人は、ベトナム語の小説が読みたいとの要望があった。そして、アンケート結果にもベトナム人からのリクエストがあったと書かれていた。祖国を離れた人の言語的アイデンティティや文化的アイデンティティを保持し、それを尊重するためにも情報や知識に公平にアクセスする公共図書館であるために多文化サービスが広がっていくことを願う。そして、忘れてならないのは地域に在住する外国人や多様な文化背景を持つ人々も地域の住民であることである。

令和2年国勢調査一人口等基本集計結果からみる我が国の外国人人口の状況—

注・参考文献

- 1) 令和2年国勢調査一人口等基本集計結果からみる我が国の外国人人口の状況—
総務省統計局統計調査部国勢統計課長 小松 聖『統計 Today No.180』

- <https://www.stat.go.jp/info/today/pdf/180.pdf> 2022年9月23日
- 2) 令和3年末現在における在留外国人数について 出入国在留管理庁
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00001.html 2022年9月23日
 - 3) IFLA/UNESCO多文化図書館宣言
https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/library-services-to-multicultural-populations/publications/multicultural_library_manifesto-ja.pdf 2022年9月23日
 - 4) 「多文化サービスの意義」 IFLA 多文化社会図書館サービス分科会
<https://archive.ifla.org/VII/s32/pub/s32Raison-jp.pdf> 2022年9月23日
 - 5) 日本図書館協会多文化サービス委員会「多文化サービスQ&A」
<https://www.jla.or.jp/committees/tabunka/tabid/901/Default.aspx> 2022年9月23日
12項目のQ&A、資料編、付録を掲載している。
 - 6) 『日本語教材リスト』 凡人社
<https://www.bonjinsha.com/wp/nihongokyozailist> 2022年10月5日
 - 7) 日本図書館協会多文化サービス委員会 リンク集
<https://www.jla.or.jp/committees/tabunka/tabid/812/Default.aspx> 2022年9月23日
 - 8) 一般財団法人自治体国際化協会 多文化共生ポータルサイト 全国の多文化共生担当課
<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/local-government/tantouka/> 2022年9月23日
 - 9) 長崎労働局 外国人雇用状況の届け出状況表一覧
https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/jirei_toukei/tokei/gaikokujin-koyo.html 2022年9月23日
 - 10) 黒田兼一 [ほか] 編著『人間らしい「働き方」・「働かせ方」—人事労務管理の今とこれから—』
ミネルヴァ書房 (現代社会を読む経営学; 3) 2009
 - 11) 日本図書館協会多文化サービス研究委員会編『多文化サービス入門』 日本図書館協会
(JLA図書館実践シリーズ; 2) 2004
 - 12) 国際図書館連盟多文化社会図書館サービス分科会編『多文化コミュニティー図書館サービスのためのガイドライン—』 日本図書館協会 2012
 - 13) 日本図書館協会多文化サービス委員会編『多文化サービス実態調査2015報告書』 日本図書館協会 2017